

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民協働部 市民活躍課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長市活第243号
委 託 業 務 名 称	神田まちづくりセンター改築工事監理業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市加田町
業 務 の 概 要	神田まちづくりセンター改築工事における工事監理業務
履 行 期 間	令和5年9月30日 から 令和7年3月28日
契 約 年 月 日	令和5年9月29日
契 約 額 (税 込)	12, 100, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 彦根市立花町2-2 [商 号 又 は 名 称] 株式会社ヤスザワ設計
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	以下の2つの理由から当該業者を契約相手方として選定した。 ・本工事は既存施設を運営しながら建物の解体工事、改築工事及び外構工事を行う等、複雑な工事となるため、設計時に関係者と工事手順や施工時期について綿密な協議を行い、これらの経緯を熟知している設計者によって監理することが必要となること ・当該業者は設計者として関係者と幾度となく協議・報告を重ね、様々な要望を本計画に積み上げてきており、本業務に関して必要な知識、情報、資料等を一元管理し、設計意図に精通している。設計内容を詳細まで十分に把握している設計者によって責任をもって工事監理をすることで、工事目的物の設計瑕疵担保責任を明確にできること
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印） 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあっては、予定賃貸 (1) 借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、 (2) 加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。